（個別格付が付与されていないエクスポージャーの取扱い）

第十七条　標準的手法採用最終指定親会社の保有するエクスポージャーに対して個別格付が付与されていない場合であって、次の各号に掲げるときは、当該エクスポージャーは、当該各号に掲げる格付が付与されているものとみなすことができる。

一　当該エクスポージャーの債務者が負っている他の債務が無担保かつ個別格付が付与されている場合であって、当該個別格付（短期格付を除く。以下この条において同じ。）に対応するリスク・ウェイトが、当該エクスポージャーを無格付とした際のリスク・ウェイトよりも小さく、かつ、当該エクスポージャーが当該無担保の債務に劣後しないとき　当該個別格付

二　当該エクスポージャーの債務者に債務者信用力格付がある場合であって、当該エクスポージャーが当該債務者の他の債務に劣後しないとき　当該債務者信用力格付

2　前項に規定する場合において、債務者信用力格付又は標準的手法採用最終指定親会社の保有するエクスポージャーに劣後しない債務の個別格付が、当該エクスポージャーを無格付とした場合のリスク・ウェイトよりも大きいリスク・ウェイトに対応するものであるときは、当該債務者信用力格付又は個別格付が付与されているものとみなす。

（現地通貨建て格付及び非現地通貨建て格付）

第十八条　前条の規定において、標準的手法採用最終指定親会社は、個別格付又は債務者信用力格付が当該標準的手法採用最終指定親会社の保有するエクスポージャーと同一通貨建てのエクスポージャーに係るものでない場合には、当該個別格付又は債務者信用力格付を用いてはならない。ただし、最終指定親会社等の保有する現地通貨建てのエクスポージャーが国際開発銀行（第二十六条第二項の規定において零パーセントのリスク・ウェイトを適用することが認められているものに限る。）との協調融資に係るものである場合は、この限りでない。

（複数の格付がある場合のリスク・ウェイト）

第十九条　標準的手法採用最終指定親会社は、その保有するエクスポージャーについて、適格格付機関の格付又は経済協力開発機構若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアが二以上ある場合であって、それらに対応するリスク・ウェイトが異なるときは、最も小さいリスク・ウェイトから数えて二番目に小さいリスク・ウェイトを用いなければならない。ただし、最も小さいリスク・ウェイトが複数の格付又はカントリー・リスク・スコアに対応するものであるときは、当該最も小さいリスク・ウェイトを用いるものとする。

（信用リスクの評価の対象が異なる格付の取扱い）

第二十条　標準的手法採用最終指定親会社は、次の各号に掲げる場合その他の格付における評価の対象が標準的手法採用最終指定親会社の保有するエクスポージャーと異なることにより、当該格付を用いるとリスク・アセットの額が過小に評価されるおそれがある場合には、当該格付を用いてはならない。

一　格付における評価の対象が元本又は利息のみである場合であって、当該標準的手法採用最終指定親会社のエクスポージャーが元本及び利息に及ぶとき。

二　個別格付が担保又は保証その他の信用リスクを削減する措置（第六節に規定する信用リスク削減手法として適格でないものを含む。以下この条において同じ。）を反映している場合であって、当該標準的手法採用最終指定親会社の保有するエクスポージャーに対して取られている信用リスクを削減する措置がこれと異なるとき又はそうした措置が取られていないとき。

第二節　リスク・ウェイト

（現金）

第二十一条　現金（外国通貨及び金を含む。）のリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

（中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー）

第二十二条　中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、それぞれ次の各号の表に定めるものとする。ただし、無格付の場合には、百パーセントとする。

一　適格格付機関の付与する格付の場合

信用リスク区分	1—1	1—2	1—3	1—4	1—5	1—6
リスク・ウェイト（パーセント）	零	二十	五十	百	百	百五十

二　カントリー・リスク・スコアの場合

信用リスク区分（カントリー・リスク・スコア）	0	1	2	3	4	5	6	7
リスク・ウェイト（パーセント）	零	零	二十	五十	百	百	百	百五十

2　前項の規定にかかわらず、日本国政府及び日本銀行向けの円建てのエクスポージャーのうち円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

（国際決済銀行等向けエクスポージャー）

第二十三条　国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行及び欧州共同体向けのエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

（我が国の地方公共団体向けエクスポージャー）

第二十四条　我が国の地方公共団体向けの円建てのエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）のうち円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

2　前項の場合を除き、我が国の地方公共団体向けのエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）のリスク・ウェイトは、日本国政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、第二十二条第一項各号の表に定めるものとする。

（外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー）

第二十五条　外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）のリスク・ウェイトは、当該公共部門の所在する国の中央政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、第三十条第一項各号の表に定めるものとする。

（国際開発銀行向けエクスポージャー）

第二十六条　国際開発銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の表に定めるものとする。ただし、無格付の場合には、五十パーセントとする。

信用リスク区分	2—1	2—2	2—3	2—4	2—5
リスク・ウェイト（パーセント）	二十	五十	百	百	百五十

2　前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。